堺市公報 第307号

*** 堺市公報

令和6年4月5日発行

発行

堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について	
【環境局環境保全部環境対策課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○令和6年度の基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並	
びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について	
【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立	
支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	19
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	20
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
<公告>	
○堺市立人権ふれあいセンターの開館時間、休館日、利用時間及び利用料金につい	
T	
【市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36

<上下水道局公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	
る調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
○令和6年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定について	
【上下水道局下水道管路部下水道管理課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	37

告示

堺市告示第138号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく 事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

- (1)申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 新興化学工業株式会社 大阪市中央区南船場2-1-3 取締役社長 泉谷 英史
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 新興化学工業株式会社 堺臨海工場 堺市西区築港新町3丁27番地13
- (3) 特定施設に関する事項 ア 種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第 1 第27号ロ 遠心分離機 1 基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日 別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動 別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最 大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び 最大の量

別表1のとおり

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
 - ア 種類及び使用開始年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

- ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動 別表2のとおり
- エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当 たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

- (5) 排出水の汚染状態及び量 別表3のとおり
- 2 縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階 環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和6年4月5日から同月26日まで ただし、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する 休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類		第27号口 遠心分離機 (X-409)		
能力			11~88	0 RPM
工事着手予定年月日			許可	可後
工事完成予定年月日			着工後	61か月
使用開始予定年月日			完原	艾後
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間	0時~24日	诗 4時間
使用時間の季節的変動			な	に
	区分	単位	通常	最大
	pН	1	5 ~ 7	5 ~ 7
	BOD	mg/l	0	0
	COD	mg/l	20	30
	SS	mg/l	0	0
	油分	mg/l	0	0
	T-N	mg/l	5700	10200
使用時において当該特定 施設から排出される汚水等	T-P	mg/l	78	110
の汚染状態の通常の値及	大腸菌	個/ml	_	-
び最大の値	NH ₄ -N	mg/l	5700	10200
	Se	mg/I	0.06	0.14
	Fe	mg/l	59	69
	Zn	mg/l	2.8	7.0
	T-Cr	mg/l	0.85	5.0
	Cr ⁺⁶	mg/l	0	1.0
	Mn	mg/l	2.8	10
	As	mg/l	4.8	10
使用時において当該特定施設から 排出される汚水等の1日当たりの通 常の量及び最大の量		m³/日	120	165

別表2

種類	脱窒素処理施設					
使用開始年月日				平成23年	₹9月5日	
構造			鉄釒	岡製(テフロ	ンライニン	゚゚゚ヷ゙゚゚
能力				350m	า ³ /日	
汚水等の処理の方法				の放散塔ームによる		
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間		24	寺間	
使用時間の季節的変動					:L	
	区分	単位		常		大
	区刀	平四	処理前	処理後	処理前	処理後
	pН	-	3 ~ 4	10~11	3 ~ 4	10~11
使用時における当該汚水	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
等の処理施設による処理	COD	mg/l	12	12	14	14
前及び処理後の汚水等の	SS	mg/l	ND	ND	6	6
汚染状態の通常の値及び	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
最大の値	T-N	mg/l	32208	570	37599	570
	T-P	mg/l	6	6	10	10
	Se	mg/l	0.36	0.36	0.51	0.51
	Fe	mg/l	ND	ND	ND	ND
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m ³ /日	37	1.8	42	24

種類	Se4+除去設備(V-774A,V-774B,V-774C,V-774D)					
使用開始年月日				平成23年	₹9月5日	
構造			鉄筋二	コンクリート	(FRPライニ	ニング)
能力				255n	า ³ /日	
汚水等の処理の方法				硫化氮	還元法	
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間		248	寺間	
使用時間の季節的変動					:L	
	区分	単位	通	常	最	大
	N N	+12	処理前	処理後	処理前	処理後
	pН	-	10~11	4 ~ 5	10~11	4 ~ 5
使用時における当該汚水	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
等の処理施設による処理	COD	mg/l	12	12	14	14
前及び処理後の汚水等の	SS	mg/l	ND	ND	6	6
汚染状態の通常の値及び	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
最大の値	T-N	mg/l	570	570	570	570
	T-P	mg/l	6.0	6.0	10	10
	Se	mg/l	0.36	0.06	0.51	0.08
	Fe	mg/l	ND	ND	ND	ND
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	12	25	12	25

種類	Se6+除去設備(V-724A,V-724B,V- 724C,V-724D)					
使用開始年月日				平成20年	三1月15日	
構造				SUS集	タンク	
能力				350n	n ³ /日	
汚水等の処理の方法					集沈殿法	
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間		248	寺間	
使用時間の季節的変動				な	:L	
	区分	単位	_	常	最	大
	四方	中位	処理前	処理後	処理前	処理後
	pН	ı	3~4	8 ~ 10	3~4	8 ~ 10
	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
	COD	mg/l	8.7	8.7	17	17
	SS	mg/l	3	3	7	7
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
等の処理施設による処理	T-N	mg/l	5844	5844	8357	8357
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg/l	39	39	75	75
汚染状態の通常の値及び	NH ₄ -N	mg/l	5844	5844	8357	8357
最大の値	Se	mg/l	0.20	0.04	0.33	0.08
	Fe	mg/l	35	3000	41	5000
	Zn	mg/l	1.7	ND	4.1	ND
	T-Cr	mg/l	0.5	0.5	2.9	2.9
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.6	0.6
	Mn	mg/l	1.7	1.7	5.9	5.9
	mg/l	2.9	2.9	5.9	5.9	
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	2	75	34	45

		## 7k カロ	田壮器			
種類		排水処理装置 還元槽(V-705)				
 使用開始年月日				平成23年		
構造			全生	筋コンクリ		は反
能力			业人	10.0		1110
汚水等の処理の方法					/2ローー 還元法	
使用時間の間隔及び1日当	たりの体!	田時間				
使用時間の季節的変動	7.507 区	11 14 (11)		な		
区川时间00字前的交勤			通		_	:大
	区分	単位		処理後		処理後
	"L⊔		8~10	2~3	8~10	2~3
	pH BOD		0.9	0.9	1.0	1.0
/+ m		mg/l	19		31	31
使用時における当該汚水	COD	mg/l		19 ND		
等の処理施設による処理	SS	mg/l	ND	ND	15	15
前及び処理後の汚水等の活法とは	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
汚染状態の通常の値及び 最大の値	T-N	mg∕ l	1837	1837	2204	2204
取入り値	T-P	mg/l	5	5	7	7
	Se	mg/l	0.22	0.06	0.31	0.08
	Fe	mg/l	1.0	340	1.4	400
	T-Cr	mg/l	0.2	0.2	0.7	0.7
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.1	0.1
	Mn	mg/	0.4	8.0	0.4	8.0
	As	mg/l	ND	ND	ND	ND
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m ³ /日	4:	39	53	35

 種類		排水処理装置						
	中和槽(V-707)							
使用開始年月日				平成23年	₹9月5日			
構造			鉄	筋コンクリ	一ト及び鉧	板		
能力				45m	³ /H			
汚水等の処理の方法				中	和			
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間		24	寺間			
使用時間の季節的変動				な	:L			
	区分	単位		.常	最	大		
		中四	処理前	処理後	処理前	処理後		
	pН	-	3∼ 6	4 ~ 7	3∼ 6	4 ~ 7		
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3		
	COD	mg/l	15	10	24	20		
	SS	mg/l	-	_	-	_		
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND		
等の処理施設による処理	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113		
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg/l	16	16	25	25		
汚染状態の通常の値及び	NH ₄ -N	mg/l	2961	2961	4113	4113		
最大の値	Se	mg/l	0.05	0.05	80.0	0.08		
	Fe	mg/l	1061	1061	1695	1695		
	Zn	mg/l	24	0.5	36	2		
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.8	1.3		
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4		
	Mn	mg/l	1.1	1.1	3.5	2.6		
	As	mg/l	1.6	0.05	3.1	0.1		
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	8:	39	1,0	005		

種類	排水処理装置 凝集槽(V-709)					
使用開始年月日	一					
構造			鉄	筋コンクリ		板
能力					<u>. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	11//
汚水等の処理の方法					<u>- / II </u>	
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間			<u>來</u> 寺間	
使用時間の季節的変動	12 7 97 127	13 - 3 (-)		な		
	豆八	# / T	通	<u>.</u> 常		:大
	区分	単位	処理前	処理後	処理前	処理後
	pН	-	4 ~ 7	4 ~ 7	4~ 7	4 ~ 7
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	-	-	-	_
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
等の処理施設による処理	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg/l	16	16	25	25
汚染状態の通常の値及び	NH ₄ –N	mg/l	2961	2961	4113	4113
最大の値	Se	mg/l	0.05	0.05	80.0	0.08
	Fe	mg/l	1061	1061	1695	1695
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4
	Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6
	As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m ³ /日	83	39	1,0	005

사나 아 제 교육 기계							
種類	排水処理装置						
			凝集沈殿槽(V-710①)				
使用開始年月日			A.1	平成23年			
構造			鉄	筋コンクリ		极	
能力				60m ³ .			
汚水等の処理の方法				沈殿	分離		
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間		24			
使用時間の季節的変動				な	:L		
	区分	単位	通	常	最	大	
	스기	부	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pН		7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5	
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3	
	COD	mg/l	10	10	20	20	
	SS	mg/l	-	14	ı	34	
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND	
等の処理施設による処理	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113	
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg/l	16	0.6	25	1.0	
汚染状態の通常の値及び	NH₄-N	mg/l	2961	2961	4113	4113	
最大の値	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08	
	Fe	mg/l	1061	3	1695	4	
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2	
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3	
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4	
	Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
	As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m ³ /日	482	412	605	516	

				+3E →レ カロ	田壮宝	1
種類	排水処理装置					
生田間かた日日	凝集沈殿槽(V-710②) 平成23年9月5日					
使用開始年月日			ራ ዙ			+=
構造				筋コンクリ・		仅
能力					/2.2H	
汚水等の処理の方法					分離	
使用時間の間隔及び1日当	たりの使ん	申時間			寺間	
使用時間の季節的変動	T	1		な		
	区分	単位		常		大
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pН		7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5 ~ 8.5
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	_	14	-	34
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
等の処理施設による処理	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg/l	16	0.6	25	1.0
汚染状態の通常の値及び	NH₄−N	mg/l	2961	2961	4113	4113
最大の値	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	1061	3	1695	4
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4
	Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6
	As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m ³ /日	357	305	400	340

	++⊦ →レ <i>b</i> п	田北里				
種類	排水処理装置 砂濾過器(X-702①)					
	大田朋 大日日					
			¢⊬	平成23年		1+=
構造			釱	筋コンクリ		小汉
能力				600m		
汚水等の処理の方法				瀘過(研		
使用時間の間隔及び1日当	たりの使ん	申時間			寺間	
使用時間の季節的変動		1	,=	な		
	区分	単位		常		大
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pН		8~9	7.5~8.5	8~9	7.5~8.5
	BOD	mg/l	3.1	3.1	3.8	3.8
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	14	11	34	15
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
等の処理施設による処理	T-N	mg/l	2945	2945	4088	4088
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg/l	0.6	0.6	1.1	1.1
汚染状態の通常の値及び	NH ₄ –N	mg/l	2945	2945	4088	4088
最大の値	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	3	3	4	4
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/I	ND	ND	0.4	0.4
	Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6
	As	mg/I	0.05	0.05	0.1	0.1
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	361	360	431	430

Lu Le mytem								
種類			排水処理装置					
片四 8845年日日			砂濾過器(X-702②)					
使用開始年月日			平成23年9月5日					
構造			鉃	筋コンクリ				
能力				600m	า ³ /日			
汚水等の処理の方法				濾過(研				
使用時間の間隔及び1日当	たりの使ん	用時間		248	寺間			
使用時間の季節的変動				な	:L			
	区分	単位	通	.常	最	:大		
	区方	中位	処理前	処理後	処理前	処理後		
	рН	-	8~9	7.5~8.5	8~9	7.5~8.5		
	BOD	mg/l	3.1	3.1	3.8	3.8		
	COD	mg/l	10	10	20	20		
	SS	mg/l	14	11	34	15		
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND		
等の処理施設による処理	T-N	mg/l	2945	2945	4088	4088		
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg/l	0.6	0.6	1.1	1.1		
汚染状態の通常の値及び	NH ₄ -N	mg/l	2945	2945	4088	4088		
最大の値	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08		
	Fe	mg/l	3	3	4	4		
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2		
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3		
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4		
	Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6		
	As	mg/I	0.05	0.05	0.1	0.1		
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m ³ /日	360	359	431	430		

種類			排水処理装置 pH調整槽(V−711)				
使用開始年月日			平成23年9月5日				
構造			鉄	筋コンクリ	一ト及び鉧	板	
能力				900n	າ ³ /日		
汚水等の処理の方法					周整		
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間			寺間		
使用時間の季節的変動				な	:し		
	区分	単位		常		大	
	四刀	辛四	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pН	-	7.5~8.5	7.0	7.5~8.5	6.5~8.4	
	BOD	mg/I	3.1	3.1	3.8	3.8	
	COD	mg/l	10	10	20	20	
	SS	mg/l	11	11	15	15	
使用時における当該汚水	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND	
等の処理施設による処理	T-N	mg∕l	2945	2945	4088	4088	
前及び処理後の汚水等の	T-P	mg∕l	0.6	0.6	1.1	1.1	
汚染状態の通常の値及び	NH ₄ -N	mg/I	2945	2945	4088	4088	
最大の値	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08	
	Fe	mg/l	3	3	4	4	
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2	
	T-Cr	mg/I	0.4	0.4	1.3	1.3	
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4	
	Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
	As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	7-	19	80	60	

種類			硫化水素吸収塔 (T-774)			
使用開始年月日			平成16年10月3日			
構造			PVC FRP			
能力				m ³ /H		
汚水等の処理の方法				 変による吸収		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間				,		
使用時間の季節的変動			な			
区分		単位	通常	最大		
	四刀	中世	処理前 処理後	処理前 処理後		
	pН	_	10	12		
使用時における当該汚水	BOD	mg/l	4	5		
等の処理施設による処理	COD	mg/l	8	14		
前及び処理後の汚水等の	SS	mg/l	10	30		
汚染状態の通常の値及び	油分	mg/l	ND	ND		
最大の値	T-N	mg/l	5	5		
	T-P	mg/l	0.5	0.9		
	Se	mg/l	ND	ND		
	Fe	mg/l	ND	ND		
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	1	1		

種類	,			排水処理装置 フィルタープレス(X-701)				
使用開始年月日				平成23年9月5日				
構造					804製			
能力				200m	า ³ /日			
汚水等の処理の方法					濾過			
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間			寺間			
使用時間の季節的変動				な		_		
	区分	単位		常		大		
			処理前	処理後	処理前	処理後		
	pН	_	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5		
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3		
使用時における当該汚水	COD	mg/l	10	10	20	20		
等の処理施設による処理	SS	mg/l	_	ND	_	34		
前及び処理後の汚水等の	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND		
汚染状態の通常の値及び	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113		
最大の値	T-P	mg/l	0.6	0.6	1	1		
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	80.0		
	Fe	mg∕l	3	3	4	4		
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4		
	NH ₄ -N	mg/I	2961	2961	4113	4113		
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	112 13		36			

エチ 北王		酸化槽					
種類			(次亜塩素酸添加施設)				
使用開始年月日			平成27年2月20日				
構造			FRP	(2基)、バッ		1基)	
能力				20m	³ /日		
汚水等の処理の方法			次亜塩	素酸液を流		を低減	
使用時間の間隔及び1日当	たりの使り	用時間			寺間		
使用時間の季節的変動				な			
	単位		常		大		
	区分	中四	処理前	処理後	処理前	処理後	
使用時における当該汚水	рН	ı	7 ~ 8	7 ~ 10	7 ~ 8	7 ~ 10	
	BOD	mg/l	0	0	0	0	
等の処理施設による処理	COD	mg/l	1000	100	1500	200	
前及び処理後の汚水等の	SS	mg/l	0	0	0	0	
汚染状態の通常の値及び	油分	mg/	0	0	0	0	
最大の値	T-N	mg∕I	0	0	0	0	
最 / (T-P	mg∕I	0	0	0	0	
	Se	mg/l	0	0	0	0	
	Fe	mg∕l	0	0	0	0	
Zn		mg∕l	2000	1000	3000	1500	
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m³/日	34 4		1		

別表3

排水口名		総合排水口		
	種類	-項目	通常	最大
	рН	_	7.0	6.5~8.4
	BOD	mg/l	3.1	3.8
	COD	mg/l	10	20
	SS	mg/l	11	15
	油分	mg/l	ND	ND
	T-N	mg/l	2945	4088
	T-P	mg/l	0.6	1.1
	Zn	mg/I	0.5	2
	Fe	mg/l	3	4
排出水の汚染状態	Mn	mg/I	1.1	2.6
195日小07万末1八总	T-Cr	mg/l	0.4	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/I	ND	0.4
	Cd	mg/l	0.01	0.03
	CN	mg/l	0.2	1
	Pb	mg/l	0.01	0.1
	As	mg/I	0.05	0.1
	Se	mg/l	0.05	0.08
	T-Hg	mg/l	ND	ND
	NO ₂ -N	mg/l	<1	<1
	NO ₃ -N	mg/l	<10	<10
	NH ₄ -N	mg/l	2945	4088
排出水の量	m³/日	719	860	

堺市告示第139号

堺市国民健康保険条例(昭和34年条例第23号。以下「条例」という。)第11条第2項(条例第11条の5の5第2項及び第11条の9第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和6年度の基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので告示する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

	基礎賦課額の保険料率	
所得割	1000分の95. 6	(年額)
被保険者均等割	35, 040円	(年額)
世帯別平等割	34, 803円	(年額)

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率					
所得割	1000分の31.2	(年額)			
被保険者均等割	11, 167円	(年額)			
世帯別平等割	11,091円	(年額)			

介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率					
所得割	1000分の26.4 (年額)				
被保険者均等割	19, 389円	(年額)			

堺市告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12

3号)第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
あやめ薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通2 -2 御幸ビル1階	薬局	令和6年3月1日
ウエルシア薬局 堺中 百舌鳥4丁店	堺市北区中百舌鳥町4丁558 番地1	薬局	令和6年3月1日
戎薬局 北野田店	堺市東区大美野3-8	薬局	令和6年3月1日
キリン堂薬局 堺鳳南店	堺市西区上604-1	薬局	令和6年3月1日
キリン堂薬局 堺北野田店	堺市東区北野田880	薬局	令和6年3月1日
ココカラファイン薬局 コープ野々井店	堺市南区野々井684番5 コープ野々井2F	薬局	令和6年3月1日
コーナン訪問看護ステ ーション	堺市北区南花田町258番地2 金岡研修センター3階	訪問看護	令和6年3月1日

堺市告示第141号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、 次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第58号)第2 条の規定により告示する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
五島 篤史	整形外科	肢体不自由	独立行政法人労 働者健康安全機 構 大阪労災病 院	堺市北区長 曽根町1179 番地3	令和6年3月 1日
坂野 恵理	泌尿器科	じん臓機能 障害、ぼう こう又は直 腸機能障害	社会医療法人同 仁会 耳原総合 病院	堺市堺区協和町4丁465	令和6年3月 1日
舟久保 岳 央	整形外科	肢体不自由	医療法人社団日 翔会 まえだク リニック	堺市南区三 原台1-1 -3 ジョ イパーク泉 ヶ丘2F	令和6年3月 1日
森田 正則	救命救急科	肢体不自由	地方独立行政法 人堺市立病院機 構 堺市立総合 医療センター	堺市西区家 原寺町1丁 1番1号	令和6年3月 1日

堺市告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦 覧に供する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路 線 名 別紙調書のとおり

- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで		旧 敷地の		備考	
路			幅員m	延長m	1)用 45	
	中区深井中町 4 9 3 番 7 0 地先 2 号線 中区深井中町 4 9 3 番 7 0 地先		6. 75 7. 02	54. 84		
深井中32号線			9. 25 9. 52	54. 84	フ0153	

公 告

堺市公告第240号

堺市立人権ふれあいセンター条例(昭和49年条例第34号)第23条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの開館時間、休館日、利用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第23条第3項(同条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 開館時間及び休館日

	施設名	;	種別	開館時間	休館日	
1 階	舳松人権歴史館	展示室 人権資料	・図書室	午前9時30分から 午後6時30分まで		
2 階	スポーツ・文化 交流ホール	ガイダンスルーム兼視 聴覚室、メインホール、 トレーニング室、学習 室1、学習室2、学習室 3、多目的室、和室(茶 室付)、調理室、音楽室		' '''	(1) 月曜日(その日 が国民の祝日に関 する法律(昭和23	
3 階	相談ホール	総合生活相談(福祉・ 進路等)、人権相談		午前9時から午後 5時30分まで	年法律第178号) に 規定する休日に当 たる時は開館日と	
			10月~3月	午前9時から午後5時まで	する。) (2) 12月29日から翌	
屋	屋 運動広場等	運動広 場、テニ スコート	4月・9月	午前9時から午後 6時まで	年1月3日までの日	
外			5月~8月	午前9時から午後7時まで		
		テニスコ・サルコー	ート兼フット ト	午前9時から午後 8時まで		

堺市公報 第307号

令和6年4月5日

_			
E	ピロティ駐車場、屋外 駐車場	終日	無休

2 利用時間及び利用料金

(1) 専用基本利用料金

ア スポーツ・文化交流ホール (音楽室を除く。)

	\	Е	時間区分	午前	午後1	午後2	午後	昼間1	昼間2	夜間	昼夜間1	昼夜間2	全日
種	重別		13 (FI) (E2)				午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 3時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで		1	午前9時 から午後 9時まで
ガイ視聴	ダン <i>フ</i> 覚室	ベルー	ーム兼	2,400円	1,880円	1,880円	3,760円		6, 160円	3, 350円	7, 110円		9,510円
			3及び電 客席使用	9,630円			14, 450円		24, 080円	12,030円	26, 480円		36, 110円
メ	全面		言又は電 客席使用	6,800円			10,360円		17, 160円	9, 630円	19,990円		26, 790円
インホー		床の	一般	3,970円	3, 130円	3, 130円	6, 260円	7, 100円	10,230円	7, 110円	13,370円	10, 240円	17, 340円
ル		み	生徒等	1,980円	1,560円	1,560円	3, 120円	3,540円	5,100円	3,550円	6,670円	5,110円	8,650円
	1	床の	一般	1,980円	1,560円	1,560円	3, 120円	3,540円	5, 100円	3,550円	6,670円	5, 110円	8,650円
	2 面	み	生徒等	1,030円	830円	830円	1,560円	1,770円	2,590円	1,770円	3, 330円	2,600円	4,360円
トレー」	一般			1,560円	1,350円	1,350円	2,610円	2,910円	4, 170円	3,660円	6,270円	5,010円	7,830円
ニング室	生徒	等		830円	730円	730円	1,350円	1,460円	2,080円	1,880円	3, 130円	2,500円	3, 960円
名	椅子	• 机	使用	3,130円	2,930円	2,930円	4, 180円		5,750円	5, 230円	7,850円		9,420円
多目的室	床の	ユ	一般	1,560円	1,350円	1,350円	2,610円	2,910円	4, 170円	3,660円	6,270円	5,010円	7,830円
王	DKVJ	0,5	生徒等	830円	730円	730円	1,350円	1,460円	2,080円	1,880円	3, 130円	2,500円	3,960円
学習 学習		学習	雪室2、	1,670円	1,250円	1,250円	2,500円		4, 170円	2, 200円	4,700円		6,370円
和室	(茶室	≰付)		3,130円	1,980円	1,980円	3,870円		7,000円	3, 130円	7,000円		10,130円
調理用)	室(調	理器	具等使	4, 180円	3, 130円	3, 130円	6, 260円		10,440円	5, 230円	11,490円		15,670円
調理用な]理器	具等使	1,670円	1,250円	1,250円	2,500円		4, 170円	2,200円	4,700円		6, 370円

イ スポーツ・文化交流ホール (音楽室)

区分 1時間	
--------	--

音楽室	一般	510円
	生徒等	310円

ウ 運動広場等

区分	1 時間	
運動広場	一般	400円
連動 <i>広場</i>	生徒等	200円
テニスコート	一般	620円
	生徒等	300円
テニスコート兼フットサル コート	一般	620円
コート	生徒等	300円

備考

- 1 アからウまでの表の専用基本利用料金には、「(3) 附属設備の利用料金」を除き、照明及び音響設備(テニスコート兼フットサルコートの照明設備を除く。)の料金を含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用の区分 に係る専用基本利用料金の10割を専用基本利用料金に加算する。
- 3 テニスコート兼フットサルコートにおいて照明設備を利用する場合は、1時間当たり100円を徴収する。
- 4 アからウまでの表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当 する場合に適用する。
 - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。) の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に 規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 5 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて準備又は後始末のために使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。許可を得て、アの表に規定する時間区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
 - (1) スポーツ・文化交流ホール(音楽室を除く。) 当該許可に係る時間区分

の専用基本使用料(第2項の規定を適用する場合については、同項の規定により算定した額とする。次号において同じ。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)

(2) スポーツ・文化交流ホール(音楽室に限る。)、運動広場、テニスコート 及びテニスコート兼フットサルコート 専用基本使用料

(2) 共用利用料金

巨八	利用料金			
区分	一般	生徒等		
1人1種目1回	200円	100円		

備考

1 この表において「1回」とは、次の表に定める時間帯をいう。

施設名	時間帯					
メインホール	9:30~	13:00~	15:00~	18:00~		
	12:00	14:50	17:00	20:30		
トレーニング室	9:30~20:30					
テニスコート	9:00~	11:00~	13:00~	15:00~		
	11:00	13:00	15:00	17:00		

- 2 この表において「生徒等」の区分は、「(1) 専用基本利用料金」備考4の各号に該当する場合のほか、次に掲げる障害者及び65歳以上の者が使用する場合についても適用する。
 - (1) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条の規定に基づく身体障害者 手帳の交付を受けている者
 - (2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の 規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 附属設備の利用料金

区分	数量	利用料金	備考
ピアノ	1台	5, 230円	調律料は、含まない。

	1	ı	
指揮台	1式	310円	譜面台付
ひな壇	1式	2,080円	
マイクロホン	1本	1,030円	
ワイヤレスアンプ	1式	510円	CDプレーヤー、カセットテーププレー ヤー付
カセットテーププレーヤー	1台	1,030円	カセットテープは、含まない。
CDプレーヤー	1台	510円	CDは、含まない。
MDプレーヤー	1台	1,030円	MDは、含まない。
ビデオプロジェクター	1台	2,080円	再生機器は、含まない。
ブルーレイプレーヤー	1台	1,030円	ブルーレイディスクは、含まない。
ピンスポットライト	1台	2,080円	
照明セット	1式	6, 280円	セット内容 シーリングスポットライト1組 ボーダーライト1組 ホリゾントライト1組
セーフティマット	1枚	510円	
フロアーシート	1枚	50円	
カラ―マット(10枚 1 組)	1組	310円	
ストップウォッチ	1個	100円	
スポーツタイマー	1台	510円	
得点板	1台	100円	
バスケットボール器具	1式	510円	ゴール1組、得点板1台
バドミントン器具	1式	100円	ポール・ネット1組
バレーボール器具(練 習用)	1式	310円	ポール・ネット1組、得点板1台
バレーボール器具 (試合用)	1式	510円	ポール・ネット1組、得点板1台、線審 旗1組、審判台1台、アンテナセット1 組

バレーボール器具 (線 審旗)	1組	50円	
審判台(バレーボール用)	1台	200円	
卓球器具	1式	100円	卓球台・ネット・ネットサポート1組
卓球用フェンス	1枚	30円	
レクリエーション器具	1式	510円	ドッジビー9枚、なわとび(長・短)、 ふわふわボール3個、ショートテニス器 具(ポール・ネット、ラケット、ボール)
コインロッカー	1か所	100円	
ゼッケン	1組	無料	5枚1組
長机	1台	50円	
椅子	1 脚	20円	
簡易フットサルゴール	1組	100円	

備考

- 1 長机2台、椅子6脚までの利用料金は、徴収しない。
- 2 この表の利用料金については、それぞれの区分ごとに1回徴収するものとする。 この場合において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後1(午後 1時から午後3時まで)、午後2(午後3時から午後5時まで)又は夜間(午後 6時から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、簡易フットサルゴー ルは、1時間を1回とする。
- 3 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別 に実費を徴収する。
- 4 「(1) 専用基本利用料金」及び「(2) 共用利用料金」に掲げる「生徒等」の区分は、適用しない。

(4) 駐車場利用料金

利用時間	金額
最初の1時間まで	無料
1時間を超える場合	1 時間を超える時間につき、 1 時間までごとに100円 (大型車等は、500円)

備考

- 1 この表において「大型車等」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第 60号)第2条に規定する大型自動車又は中型自動車をいう。
- 2 利用時間12時間までの駐車場利用料金を最大800円(大型車等は、1,000円)と する。

堺市公告第241号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 パンジョ 堺市南区茶山台一丁3番1号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社パンジョ 代表取締役 桐田 健 堺市南区茶山台一丁2番1号
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日 令和6年3月15日

堺市公告第242号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 三井ショッピングパーク ららぽーと堺 堺市美原区黒山22番1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 三井不動産株式会社 代表取締役 植田 俊 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)名 称 三井不動産株式会社 代表者 代表取締役 菰田 正信

所在地 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(変更後) 名 称 三井不動産株式会社 代表者 代表取締役 植田 俊 所在地 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日
 - (1)令和5年4月1日
 - (2) 令和6年3月1日
- 5 届出年月日 令和6年3月22日

堺市公告第243号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び西区役所政策推進室市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフ福泉店 堺市西区上444-1 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 長島 巌 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 三菱UF J 信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 池谷 幹男

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(変更後) 名 称 三菱UF J 信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 長島 巌

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ライフコーポレーション

代表者 代表取締役 清水 信次

所在地 東京都中央区日本橋本町二丁目6番3号

名 称 株式会社ダイエーフォト

代表者 代表取締役 平尾 茂一

所在地 東京都中央区銀座六丁目2番1号

(変更後) 名 称 株式会社ライフコーポレーション

代表者 代表取締役 岩崎 高治

所在地 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号

- 4 変更年月日
 - (1) 令和 2 年 4 月 1 日
 - (2) 平成17年6月30日 ほか
- 5 届出年月日

令和6年3月25日

......

堺市公告第244号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、次の とおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に より公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産 業戦略部地域産業課及び西区役所政策推進室市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフ福泉店 堺市西区上444-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 三菱UF J信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巌 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

名称	収容台数	駐車場の種類	位置
第一駐車場	19台	隔地平面駐車場(自走式)	隔地
第二駐車場	114台	建物屋上平面駐車場(自走式)	建物屋上

第三駐車場	11台	敷地北平面駐車場(自走式)	敷地北
合計	144台		

(変更後)

名称	収容台数	駐車場の種類	位置
屋上駐車場	70台	建物屋上平面駐車場(自走式)	建物屋上
平面駐車場	16台	敷地北平面駐車場(自走式)	敷地北
合計	86台	総台数130台 うち小売店舗用86台、従業員等用44台	

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

名称	出入口の数	位置
第一駐車場	出入口1か所	敷地東側
第二駐車場	出入口1か所	敷地南西側
第三駐車場	出入口1か所	敷地北西側
合計	3か所	

(変更後)

名称	出入口の数	位置
屋上駐車場	出入口1か所	敷地南西側
平面駐車場	出入口1か所	敷地北西側
合計	2か所	

- 4 変更年月日令和6年11月26日
- 5 届出年月日 令和6年3月25日

堺市公告第245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区大野芝町326番8、327番1、328番1、329番1、329番2、596番1の一部、596番4の一部、596番5、596番6、597番1、598番1、599番2、601番1、602番1、603番1、603番3及び603番8から603番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 岐阜市神田町九丁目16番地 株式会社喜久家 代表取締役 後藤 斌夫

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第55号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成18年上下水道局管理規程第12号)第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 三宝水再生センターほか施設維持管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地 上下水道局サービス推進部事業サポート課 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日 令和6年2月15日
- 4 落札者の氏名及び住所 東洋メンテナス株式会社 代表取締役社長 尾曲 浩明 大阪府東大阪市本庄西1丁目10番24号
- 5 落札金額 ¥204,600,000-(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 令和5年12月27日

^^^^

堺市上下水道局公告第56号

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和63年条例第25号)第8条第1項の 規定に基づき、令和6年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次の とおり公告する。

その関係図面は、公告の日より7日間、堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

中央B負担区 東 区 日置荘西町8丁及び丈六の各一部 南 区 岩室、檜尾及び美木多上の各一部

美原第7負担区 美原区 小平尾の一部